

湖西市規則第 27 号

湖西市検診等実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 25 日

湖西市長 田内 浩之

湖西市検診等実施規則の一部を改正する規則

湖西市検診等実施規則（平成 22 年湖西市規則第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条並びに第 2 条第 1 号及び第 2 号中「第 19 条の 2」を「第 19 条の 2 第 1 項」に改める。

第 4 条第 2 項中「内視鏡検査」を「胃内視鏡検査」に改める。

第 6 条第 2 項を削る。

附則第 2 項中「第 6 条第 1 項」を「第 6 条」に改め、「生活習慣病予防健診を除く」を削る。

別表生活習慣病予防健診の項中「1,000 円」を「 0 円」に、「500 円」を「 0 円」に改め、同表胸部検診の項を次のように改める。

胸部検診	質問（問診）及び胸部 X 線検査	40 歳以上の者	500 円
------	------------------	----------	-------

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 別表胸部検診の項の改正規定 令和 9 年 4 月 1 日
 - 第 1 条並びに第 2 条第 1 号及び第 2 号の改正規定 医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）附則第 1 条第 10 号に定める日
- この規則の施行の日前において徴収しなかった生活習慣病予防健診の負担金に係

る改正前の湖西市検査等実施規則別表の規定の適用については、同表の規定にかかわらず、同表生活習慣病予防健診の項中「1,000 円」とあるのは「0 円」と、「500 円」とあるのは「0 円」とする。